

第8号様式（その1）（第8条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

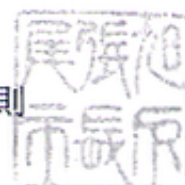
29環第389-6号

平成30年3月2日

有限会社 岩田清掃

代表取締役 岩田勝次様

尾張旭市長 水野義則



次のとおり許可します。

取扱一般廃棄物の種類	雑芥（尾張東部衛生組合において処理できるものに限る）
業務区域	尾張旭市内
許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日
条件	(1) 市の指導指示に従うとともに、廃棄物の処理に関する法律及び尾張旭市条例等を厳守し、業務を円滑に実施すること。 (2) 収集運搬車を十分に清掃し、作業すること。 (3) 尾張東部衛生組合への搬入については、尾張東部衛生組合施設使用許可条件を遵守すること。 (4) 収集運搬車（雑芥）の車体に「尾張旭市許可」及び「一般廃棄物収集運搬業」の文字を表示すること。 (5) 裏面注意事項を遵守すること。

## 注 意 事 項

- (1) 許可証を他人に譲渡し、または貸与してはならない。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載した事項に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出すること。
- (3) 4半期毎に、一般廃棄物処理業務実績報告書を報告内容の最終月の翌月の10日までに提出すること。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に違反する行為をしたときは、許可を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずるものとする。
- (5) 許可証の有効期間が満了したとき、業務を停止したとき、または許可を取り消されたときは、許可証を返納すること。
- (6) 業務の全部を休止したとき、または業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を返納すること。

# 変更届

平成 年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者

住所

瀬戸市山の田町43番地の303  
株式会社 岩田清掃

氏名

代表取締役 岩田勝次

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称、代表者名 〕

次のとおり届け出ます。

許可年月日	平成 30 年 4 月 1 日	許可番号	第 29 環第389-6号
変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日		
変更内容	変更事項	商号変更	
	変更前	有限会社 岩田清掃	
	変更後	株式会社 岩田清掃	
変更する理由	商号変更の為		

